

# 国際チャーター便支援制度

事業名	インバウンドチャーター支援 （「ようこそ鳥取県」国際チャーター便促進支援事業）		アウトバウンドチャーター支援
支援対象	航空会社	旅行会社	旅行会社
支援条件	○中国、韓国、台湾、香港、マカオ、ロシア沿海地方、タイ等から米子鬼太郎空港、鳥取空港へのインバウンド国際チャーター便及びこれを利用したインバウンド国際ツアーであること		米子鬼太郎空港、鳥取空港発着のアウトバウンド国際チャーター便を利用したツアーであること
支援内容	1回の着陸料等（着陸料・騒音料、保安料、航行援助施設利用料）の3/4を支援 （旅行会社への支援と併せて実施）  ※但し、1回の着陸につき20万円以下とする。	県内宿泊施設に1泊以上宿泊したツアー客1名につき5,000円の支援 （航空会社への支援と併せて実施）  ※但し、1インバウンド便につき100万円以下とする。	ツアー客1名につき 5,000円  ※但し、1アウトバウンド便につき ・座席数200席未満の場合 → 50万円以下とする。 ・座席数200席以上の場合 → 100万円以下とする。
連続チャーターへの追加支援	支援条件	1か月に3離着陸以上の運航	<div data-bbox="807 725 1255 1068" style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; padding: 10px; color: red; text-align: center;"> <p>（想定されるケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取in→鳥取out</li> <li>・鳥取in→他県out</li> <li>・他県in→鳥取out</li> </ul> </div>
	支援内容	空港ターミナルビル使用料を支援 （1ヶ月100万円以下とする。）	
支援方法	鳥取県補助金		

**<PR委託>**

- ・本県の自然・観光素材を活用した体験型ツアーを取り入れた商品を作成した場合、その広告・宣伝について委託する。（アウトレジャー、文化体験等）

（条件）  
県内空港を活用し【季節チャーター便】として連続3離着陸以上の運航を利用すること。

◎定期便就航の支援事例

1. 航空会社への支援 …… チャーター便を上回る着陸料等の支援の充実
2. 旅行会社への支援 …… アウト・インバウンドとも利用に応じて経費支援・PR支援を充実